令和8年10月　南丹市教育委員会
こども家庭センター幼児教育・保育推進課

令和9年度（2027 年度）版
幼稚園入園のしおり
～教育施設利用のご案内～

南丹市 HP

令和8年10月発行

1 はじめに

このしおりは、市立幼稚園2園の入園の申し込みについてご案内するものです。
市立幼稚園は、南丹市に住民登録がある3歳児から小学校入学までのこどもを対象とした教育施設です。
私立幼稚園・私立認定こども園への入園を希望される方は、園に直接お問い合わせください。

2 南丹市内の幼稚園等一覧

2-1 市立の幼稚園

	幼稚園名（電話番号・住所）	利用時間		休園日
幼稚園	**園部幼稚園** TEL:0771-68-0083 住所:園部町小桜町44番地※1	月火木金	8:30～14:00	土日祝 R8春:4/1-4/8 R8夏:7/21- 8/31 R8冬:12/24-1/7 R9春:3/23- 3/31
		水	8:30～11:30	
	八木中央幼稚園（八木中央幼児学園　短時部）※2 TEL:0771-42-5189 住所:八木町西田河原條42番地	月～金	8:30～14:00	

※1　認定こども園化の工事完了までの間、園部幼稚園は園部保育所の敷地内で保育を行います。園部保育所への登降園となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。
➡詳細は p.4「就学前教育・保育施設の再編」

※2　八木中央幼稚園は、令和 9 年度（2027 年 4 月～）に幼保連携型認定こども園へ移行する予定です。移行に伴い、利用区分等の呼称が以下のように変わります。なお、制度上の呼称や扱いは変更となりますが、日々の保育内容やこどもたちが過ごす環境が変わることはありません。

- 「短時部」→「教育利用」に変わります
- 「長時部」→「保育利用」に変わります

2-2 私立の幼稚園・認定こども園（入園を希望される方は、園に直接お問い合わせください）

	幼稚園名（電話番号・住所）	利用時間		休園日
幼稚園	**学校法人聖カタリナ学園　聖家族幼稚園** TEL:0771-62-1674 住所:園部町美園町 1 号 78 番地	月～金	9:00～14:15	土日祝 R8 春:4/1-4/8 R8 夏:7/21-8/31 R8 冬:12/21-1/9 R9 春:3/21-3/31
認定こども園	**社会福祉法人京都ルーテル会** **南丹のぞみ園（幼稚園利用分**※3**）** TEL:0771-68-2255 住所:園部町小山東町平成台 1 号 21 番地	月～金	9:00～14:00	土日祝 R8 春:4/1-4/8 R8 夏:7/20-8/31 R8 冬:12/24-1/7 R9 春:3/21-3/31

※3 認定こども園は幼稚園と保育所が一体化した施設です。このしおりは幼稚園利用を案内しています。

3 南丹市立幼稚園の入園手続きの流れ

窓口で給付認定の申請・入園申込み → 選考・入園の内定※ → 給付認定・施設利用の決定

※定員を超えた場合、面接および抽選による選考があります。

4 給付認定申請

幼稚園を利用するには「子ども・子育て支援新制度」において「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。また、保育の必要性があって預かり保育を利用する保護者は、「施設等利用給付認定」により月12，300円の範囲内で無償（償還払い）になります。

認定区分	認定の種類	保育の必要性	利用先	申請が必要な方
１号認定	教育・保育給付	なし	市立幼稚園、 認定こども園（教育）	市立幼稚園・認定こども園（教育）を利用するこども
新２号認定	施設等利用給付	あり	幼稚園の預かり保育等	保育が必要な理由に該当し、預かり保育を利用する３～５歳児クラスのこども
新３号認定	施設等利用給付	あり	幼稚園の預かり保育等 ※市立幼稚園の３号認定はありません。	保育が必要な理由に該当する、住民税非課税世帯の預かり保育を利用する０～２歳児クラスのこども

5 令和9年度の募集人数について

受入対象児の年齢	施設名	新規募集人数	施設名	新規募集人数
5歳児（令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ）	園部 幼稚園	15名	八木中央 幼稚園	2名
4歳児（令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ）		15名		5名
3歳児（令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ）		50名		7名

6 申込み方法

令和9年度中の幼稚園利用を希望される方は、下記の一斉申込受付期間中にお申込みください。
4月からの入所を希望されない場合でも、年度途中の利用を希望されている方は、この一斉受付期間中にお申込みください。一斉申込期間後、定員に空きがあればいつでも入園の申込みができます。ご相談ください。

一斉申込受付の期間	**令和８年１１月２日（月）～１１月２０日（金）**
受付対象者	**令和９年４月～令和１０年３月**の期間内に利用を開始したい方
受付窓口・受付時間	**幼児教育・保育推進課、市役所各支所総務課**：平日9:00～16:30（土日祝除く） **各市立幼稚園**：各園の開園時間内

7 提出書類

必要書類は、各受付場所で配布しています。★印の書類は、南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」HOME>保育所・幼稚園・小・中学校>幼稚園・認定こども園（教育利用）からもダウンロードできます。印刷してご利用ください。

7-1 すべての方に必要な書類

必要な書類	備考
給付認定申請書兼市立幼稚園申込書★	こども１人につき１部必要
個人番号提供書（マイナンバー関係書類）★	１世帯につき１部必要 【添付書類】 ・記載した全員分の個人番号が分かるものの写し （マイナンバーカードなど） ・申請保護者の本人確認書類の写し

7-2 必要な方のみ提出する書類①（保育が必要な理由に該当し、預かり保育を希望する方）

原則として父母ともに必要です。

保育の必要性の事由（※期間）		必要な書類
就労	**月48時間以上**労働することを常態としている場合 （下限基準例：1日4時間×週3日）	被雇用者：就労証明書★ 自営等：就労証明書★ 開業届出書等の写し
妊娠・出産	妊娠中及び出産後間がない場合 ※産前6週間前にあたる日から出産日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	保育必要性の申立書 （その他用）★
疾病・負傷・障がい	保護者が病気や障がいのため保育が困難な場合	保育必要性の申立書 （疾病・負傷・障がい用）★
同居親族の常時の介護・看護	同居親族（長期間入院をしている親族を含む）の方を常時介護・看護している場合	保育必要性の申立書 （介護・看護用）★
災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたっている場合	保育必要性の申立書 （就学・災害復旧用）★
継続的な求職活動	仕事を探している場合 ※効力発生日から 90 日を経過する日が属する月の末日までの期間	求職活動状況申告書★
就学・職業訓練	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合 ※卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間	保育必要性の申立書 （就学・災害復旧用）★
虐待やDVのおそれがある場合	虐待または配偶者からの暴力により、保育が困難な場合	保育必要性の申立書 （その他用）★
その他	前項に類して市長が認める場合	保育必要性の申立書 （その他用）★

7-3 必要な方のみ提出する書類②（保護者（世帯）・こどもの状況ごとに必要な書類）

保護者（世帯）・こどもの状況	必要書類
在宅障がい児（者）のいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 特別児童扶養手当の証書　の写し
生活保護受給中の方	生活保護受給証明書
令和8年1月1日時点の住民登録が他市町村の方	マイナンバーによる情報連携により、市で課税状況を確認しますが、確認できない場合は課税証明書の提出を依頼します。
海外に居住していた方	海外での所得情報を市民税相当額として算定します。

8 幼稚園保育料

幼児教育・保育の無償化により幼稚園保育料は 0 円です。給食費や通園費等は、実費相当の費用が必要です。

8-1 副食費

八木中央幼稚園では給食（副食：おかず）を提供します。月額 3,500 円です。
※日割りはありません。8 月分は夏季休業期間のため料金は発生しません。

8-2 副食費の免除

世帯の収入やこどもの数により免除があります。

（1）市民税所得割の額が 77,101 円未満の世帯の子

（2）小学校 3 年生以下の範囲で、最年長のこどもから順に、3 人目以降の子

※4～7 月分は前年度の市民税情報、9～3 月分は当年度の市民税情報を参照します。

9 副食費の納付方法

原則、口座振替（京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・JA・ゆうちょ銀行・りそな銀行）でお願いします。
必ず納期限内に納付してください。滞納されると、登園の停止または退園を命ずる場合があります。

10 休園届（一時休園される場合）

一定期間休園される場合は、休園する月までに、園に申し出て休園届を提出してください。

11 預かり保育（幼稚園型一時預かり事業）

在籍園児を対象とした預かり保育を各園で実施しています。午後5時までの利用が可能で、別途料金が必要です。預かり保育の内容は、各幼稚園で定めていますので、詳しくは各園へお問い合わせください。

11-1 預かり保育料

1 回あたり 200 円（令和 8 年 10 月現在） ※別途おやつ代が必要です。

11-2 預かり保育料の無償化

保育の必要性の認定手続きにより、月額 12,300 円の範囲内で無償となります。（おやつ代を除く）利用日数に応じて月額の上限額は変動します。市立幼稚園は、1日200円のため、利用日数に関わらず上限額以内です。

月額の算定例

利用料	利用日数	上限額 （利用日数×490 円）	無償化対象額	実質負担額
2,000 円	10 日	10 日×490 円＝4,900 円	2,000 円	0 円
10,000 円	20 日	20 日×490 円＝9,800 円	9,800 円	10,000 円−9,800 円=200 円

12 就学前教育・保育施設の再編

南丹市では、公立の幼稚園と保育所の再編および認定こども園化を予定しています。再編等に伴い利用を開始されてから就学までの間に、施設の異動や職員体制が変更となる可能性があります。
保護者の皆様には都度お知らせしていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

（1） 園部保育所と園部幼稚園を再編し、園部幼稚園の施設を活用した幼保連携型認定こども園の開設を計画しています。開設にあたっては園部幼稚園の改修工事が必要となり、令和 9 年度に工事を実施する予定です。工事期間中は同施設の利用が困難であるため、**園部幼稚園の園児の皆さんには、工事の一定期間、園部保育所へ登園場所を変更して保育を行います。**保護者の皆様にはご不便とご負担をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

（2） 八木中央幼児学園は、幼稚園機能と保育所機能を短時部と長時間部として同一施設内で運営していますが、令和 9 年度から幼保連携型認定こども園として運営する予定です。さらに、令和 10 年度からは八木東幼児学園（八木東保育所）を同園の分園と位置づけ、低年齢児を中心とした受け入れを行っていく予定です。

（3） 上記のとおり、公立施設の認定こども園化等、本市の就学前教育・保育の提供体制の見直しを進めているところです。これにより現在実施している通園バス運行についても廃止を含めた見直しを検討しています。令和9年度はバス運行を継続しますが、今後の方針等については、随時お知らせしていく予定ですので、ご理解の程よろしくお願いいたします。